

国立療養所奄美和光園 標準文書保存期間基準票

文書管理者:皮膚科医長

事項	業務の区分	当該業務に係る行政区分の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項・業務の区分	保存期間終了後の 措置
皮膚科に関する事項									
1 皮膚科に関する 事項	皮膚科の診療に関する事項			奄美和光園	皮膚科	皮膚科行政文書	5年		廃棄
				奄美和光園	皮膚科	皮膚科行政文書	3年		